

軽油引取税研修資料

令和 7 年11月10日（月）

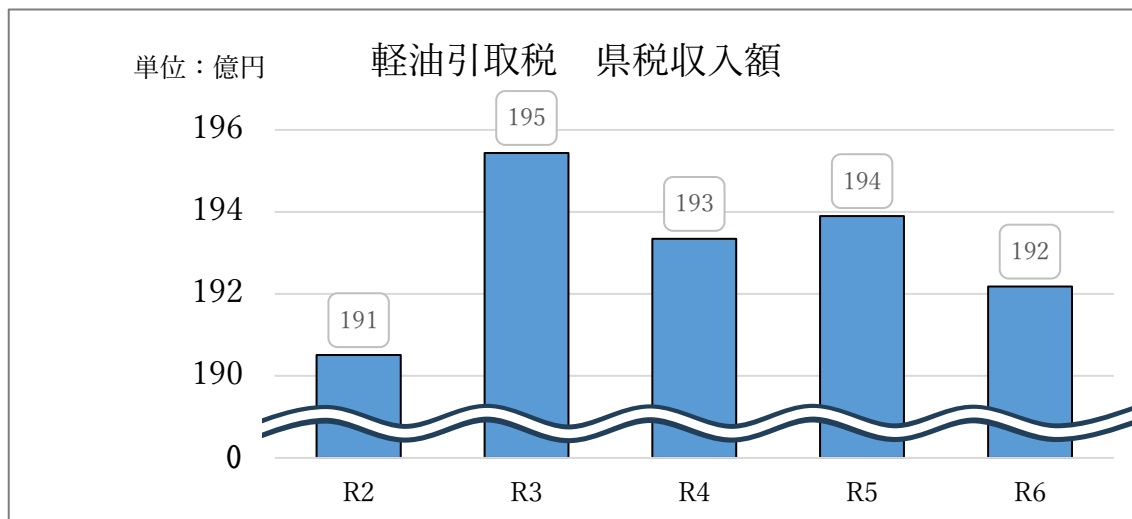
岡山県総務部税務課

目 次

1	岡山県の軽油引取税収入額等について	P 1
2	軽油引取税の概要について	P 2
3	軽油引取税の申告について	P 4
4	免税軽油制度と免税証を受け取る際の注意点について	P 5
5	不正軽油対策について	P 7
6	電子申告・納付について	P 11

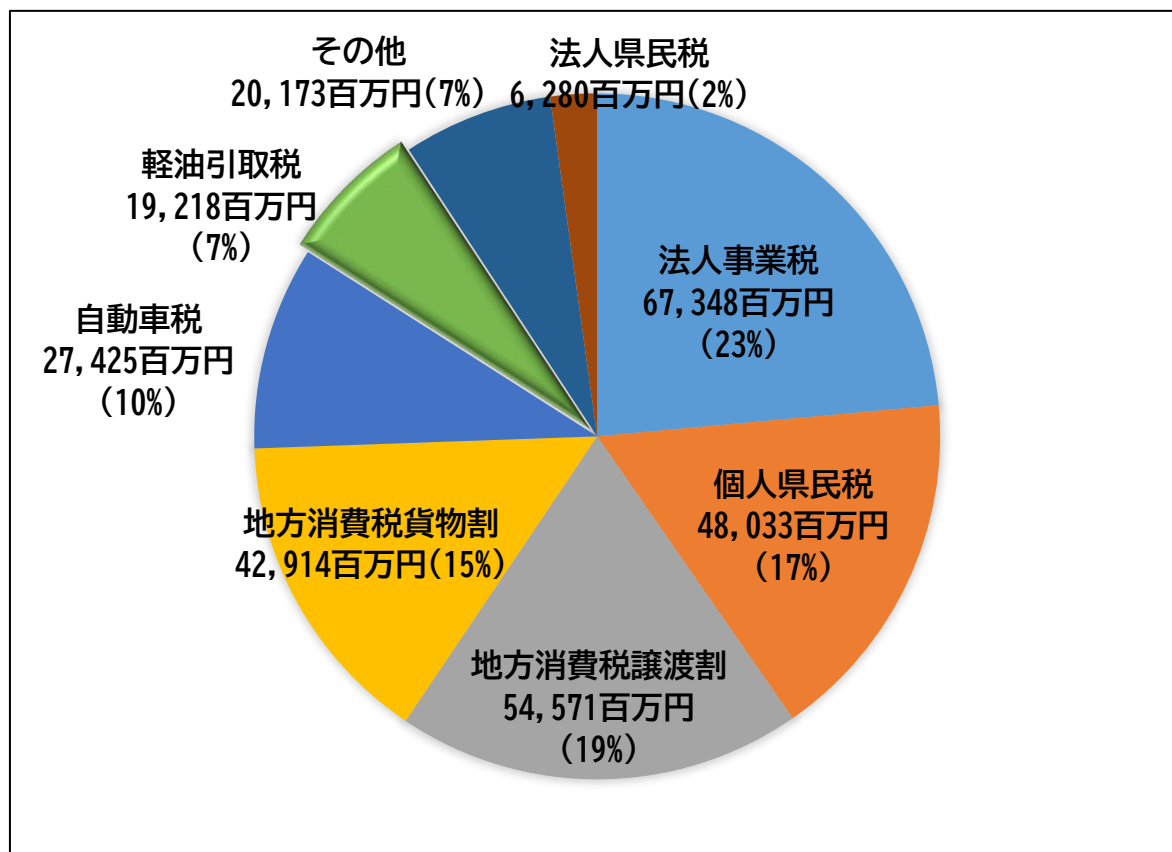
1 岡山県の軽油引取税収入額等について

◇ 令和6年度までの推移



◇ 県税収入に占める割合（令和6年度）

県全体	2,860億円（対前年比	108.6%）
うち軽油引取税	192億円（対前年比	99.1%）



2 軽油引取税の概要について

軽油引取税は、税収を道路の新設や維持管理等の費用に充てる「目的税」として、昭和31年に創設された地方税です。平成21年4月に、税収の用途を限定しない「普通税」となりました。

(1) 課税主体

都道府県

(2) 納税義務者

- ・ 特約業者又は元売業者から軽油を引き取った人
(元売業者の他の元売業者からの引取り及び特約業者の元売業者からの引取りを除きます)
- ・ 軽油に軽油以外の油(灯油・重油など)を混和するなどして製造された軽油(混和軽油)を販売した販売業者
- ・ 軽油又はガソリン以外の油(灯油・重油など)を自動車の燃料として販売した販売業者又は消費した場合の自動車の保有者

(3) 税率

軽油 1 キロリットルにつき 32,100 円 (1 リットルにつき 32 円 10 銭)

本則税率：15,000円 (1 キロリットルあたり)	} 32,100円
特例税率：17,100円 (")	

※特例税率：平成22年度税制改正において、暫定税率のやり方(期限を設けた税率の設定の仕方)をやめ、「当分の間」(期限を明示しない)という形で、現在の税率となりました。そういった経緯があり、「(旧)暫定税率」や「当分の間税率」といった呼称が使われています。

また、同時に、トリガー条項(ガソリン価格の高騰時には、本則税率を上回る部分の課税は停止する取扱い)が設けられましたが、「東日本大震災の被災者等に係る地方税関係の臨時特例」の一環として、平成23年度に凍結されており、現在も続いています。

地方税法第144条の10 (軽油引取税の税率)

軽油引取税の税率は、一キロリットルにつき、一万五千円とする。

地方税法附則第12条の2 の 8 (軽油引取税の税率の特例)

軽油引取税の税率は、第百四十四条の十の規定にかかわらず、当分の間、一キロリットルにつき、三万二千百円とする。

(4) 申告と納税について

- ・ 特約業者又は元売業者が、軽油を引き取った人から代金とあわせて軽油引取税を徴し、毎月分を翌月末までに申告し、納めます。
- ・ 販売業者が混和軽油を販売したり、軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として販売した場合、自動車の保有者が軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として消費した場合などは、販売業者又は自動車の保有者が毎月分を翌月末までに申告し、納めます。

(5) 令和7年度税制改正（軽油引取税）について

・ 課税標準に係る規定の整備

特約業者及び元売業者以外の者が製造した軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡した場合や、特約業者又は元売業者が軽油を自ら消費した場合における軽油引取税の課税について、課税標準から既に軽油引取税等が課された軽油等の数量を控除することを法令上明確化されました。

・ 円滑化協定に基づく課税免除措置の共通規定化

他国との間で部隊間協力円滑化協定が締結されることを前提に、訪問部隊が同協定に基づき軽油の輸入をする場合及び国内において軽油の引取りを行う場合については、既存の同種の協定において認められる範囲内で軽油引取税を免除する等の規定が整備されました。

・ 鉄軌道事業者に係る製造承認手続の簡素化

免税軽油を使用する鉄道事業又は軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づき国土交通大臣が指定する特定旅客輸送事業者等に限る。）が、非化石エネルギーへの転換のための措置として、鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンクにバイオディーゼル燃料等を給油し、当該鉄道用車両又は当該軌道用車両の動力源の燃料として消費する場合について、次の措置を講ずることとされました。

- ① 製造の承認を受ける義務を免除する。（届け出制とする）
- ② 軽油引取税のみならず課税を適用しないこととする。
- ③ その他所要の措置を講ずる。

※特例対象事業者は免税軽油使用者証交付の申請先と同一の都道府県知事に対して、届出書を提出した場合に限り、製造承認を受ける義務を免除でき、提出があった都道府県知事は関係都道府県知事に対し、通知することとなっています。

3 軽油引取税の申告について

(16号の10様式別表の記載についてのお願い)

県では、納入地の都道府県誤りや申告漏れ等をチェックするため、各特別徴収義務者から提出される軽油引取税の軽油の納入数量明細書（16号の10様式別表）と各元売業者から提出される納入先別納入数量等報告書（16号の37様式）との確認を行っています。

また、正規の軽油の流れを把握することで、不正軽油の経路等の調査に活用することも目的としています。

そのため、次のことについて、御協力をお願いします。

(1) 不要な行の削除

＜プレプリント済みの用紙を使用される場合＞

取引を行わなくなった等で不要となった行は、納入を受けた者の氏名・納入地～引渡に係る軽油の納入を行った者に取消線を引いてください。

＜自社のパソコン等で印刷された用紙を使用される場合＞

以外用の紙を使用される場合＞

不要となった行は削除してください。

(2) 正しい事業者名、住所等の記入

＜プレプリ印刷済みの用紙を使用される場合＞

納入を受けた者の氏名や住所に誤りがある場合は、取消線を引き、正しいものを記入してください。

また、新たに取りを開始したものについては、納入を受けた者の氏名や住所を記入してください。

＜自社のパソコン等で印刷された用紙を使用される場合＞

可能な限り、事業所コードの記載をお願いいたします。

事業所コードが不明な場合は、県民局税務部へお問い合わせください。

※別紙にて申告書等の記入例を添付しています。

4 免税軽油制度と免税証を受け取る際の注意点について

(1) 免税軽油制度について

※＜特例措置の見直し＞

平成 21 年度以降、3 年ごとの税制改正時に、免税業種の見直しに伴う対象の縮小・廃止が行われており、令和 7 年 4 月からは、専らレクリエーションの用に供する船舶（いわゆるプレジャーボート）が免税軽油の対象外となっています。

農業、林業などの特定の事業者や船舶（上記※）の利用者が、動力耕うん機や船舶の動力源などの特定の用途に軽油を使用する場合、令和 9 年 3 月 31 日まで特例的に免税軽油を使用することができます。

具体的な免税用途は、法令により細かく規定され、対象となる主体、用途、場所及び機械が限定列挙されています。

(2) 免税証を受け取る際の注意点（各給油所に周知・徹底をお願いします。）

ア 免税証と引き換えに免税軽油の引渡しを行ってください。

その際、免税証の裏に、販売店の名称、**免税軽油の引取り日、免税軽油使用者の住所及び氏名**が書かれていることを確認してください。

イ 大口の取引先等で代金決済時に免税証を受け取る場合は、必ず免税証と免税軽油の引取りの対応関係が分かるようにしておいてください。

（申告書に記載された免税軽油と免税証が対応していること。）

ウ 免税証の数量は、印字よりも少ない数量には訂正できます。

数量等が適切に訂正されていることを確認してください。（訂正印不要）

エ **免税証の受取りの際、必ず有効期間を確認してください。**

免税証を受け取る時に有効期間が切れていると課税免除できません。

（※有効期間が過ぎた免税証は、申告時に否認となり、課税免除の数量に入れることができません。免税軽油使用者が誤って有効期間を過ぎた免税証を提出した場合は、受け取らずに、県から新たな免税証の交付を受けるよう伝えてください。なお、新たな免税証との差し替えはできません。）

オ 「免税取扱特別徴収義務者」（免税証の交付を行った県の特別徴収義務者）以外の販売業者が免税軽油を販売する場合、販売業者からの免税証の受取りも有効期間内に行われていなければなりません（その販売業者は免税軽油使用者に代わって免税軽油の引取りを行うということになるため）。

カ 免税証は、譲渡が禁止されています（罰則あり）。

免税軽油使用者ではない人が免税軽油を買いに来たことが分かった場合は、県への連絡をお願いします。

(3) 免税対象となる業種及び用途一覧 (※附則第12条の2の7は令和9年3月31日まで)

免税軽油使用者に該当する業種及び軽油の用途 (令和7年11月現在)

地方税法第144条の6により課税免除となるもの (恒久的な措置)

	免税軽油使用者 (事業の主体)	免 税 用 途
1	石油化学製品製造事業を営む者	石油化学製品製造事業を営む者の事業場において、 ① エチレン、プロピレン、ブチレンノルマルパラフィン、硝安油剤爆薬、潤滑油、グリース又は印刷インキ用溶剤を製造するためにその原料 (ノルマルパラフィンにあっては、ノルマルパラフィンとなる部分に限る。) の用途 ② ポリプロピレンの製造工程における物性改良のためのアモルファスポリマー粘性低下の用途に供すること。

地方税法附則第12条の2の7により課税免除となるもの

1	船舶の使用者	船舶の動力源 ※専らレクリエーションの用に供する船舶は対象外
2	自衛隊又は締約国軍隊の使用する機械を管理する者	通信の用に供する機械、自動車 (政令で定めるものを除く) その他これらに類するものとして政令で定めるものの電源又は動力源
3	鉄道事業者又は軌道事業を営む者、専用の軌道を設置する者又は専用軌道において車両の入換作業を営む者	鉄道用車両又は軌道用車両等の動力源
4	農業又は林業を営む者、委託を受けて農作業を行う者で農作業のうち基幹的な作業 (専ら機械を使用して行われる) の全ての委託を受けて農作業を行う者、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び前年度の素材生産量が1,000立方メートル以上である素材生産事業を営む者	動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械、製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造器の動力源
5	セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く) を営む者	事業場内において、専らセメント製品又はその原材料の積卸のために使用する機械の動力源
6	生コンクリート製造業を営む者	事業場内において、専ら骨材の積卸のために使用する機械の動力源
7	鉱物 (岩石及び砂利を含む) の掘採事業を営む者	削岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において、専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源
8	とび・土工事業で総務省令で定めるもの (建設業法第3条の規定によるとび・土工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工事業) を営む者	工事現場において、専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械の動力源
9	鉱さいバラス製造業を営む者 (租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者又は同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者 (以下、「中小事業者等」という。) に限る。)	事業場内において、専ら鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械の動力源
10	港湾運送業を営む者	港湾において、専ら港湾運送のために使用する機械の動力源
11	倉庫業を営む者 (倉庫業法第3条に規定する登録を受けている者)	倉庫において、専ら倉庫業のために使用する機械の動力源
12	鉄道 (軌道を含む) に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者	駅の構内において、専ら鉄道運送業者の行う貨物の運搬に係るもの又は鉄道により運送される貨物の鉄道の車両への積込み若しくは取卸の事業のために使用する機械の動力源
13	航空運送サービス業を営む者	特定の飛行場において、専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用する機械の動力源
14	廃棄物処理事業を営む者 (産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) 処分業者) にあっては中小事業者等に限る。)	廃棄物の埋立地内において、専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源
15	木材加工業で総務省令に定めるもの (一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業及び木材防腐処理業) を専ら営む者	事業場内において、専ら木材の積卸のために使用する機械の動力源
16	木材市場業で総務省令で定めるもの (木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われる市場を開設し、又は運営する事業) を営む者	事業場内において、専ら木材の積卸のために使用する機械の動力源
17	堆肥製造業を専ら営む者 (肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届出がされた同項第3号の事業場内で行われるパーク堆肥製造業)	事業場内において、専ら堆肥の製造工程に使用する機械又は堆肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源
18	索道事業を営む者 (鉄道事業法第32条の規定による許可を受けて索道事業を営む者)	スキー場において、専らスキー場の整備のために使用する機械又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源

「中小事業者等」とは、次の法人又は個人をいう。

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 (ただし、発行済株式等の総数等の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人及び発行済株式等の総数等の3分の2以上が複数の大規模法人により所有されている法人を除く。)

② 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

5 不正軽油対策について

(1) 不正軽油とは

軽油引取税の脱税を目的として、軽油に灯油などを混ぜた混和軽油や、灯油と重油を混ぜて製造された自動車の燃料などのこと。

不正軽油の製造、販売、使用は、軽油引取税の悪質な脱税行為であるとともに、大気汚染や製造過程で排出される有害物質による土壌汚染など、県民の健康や環境に対して悪影響を与える、重大な反社会的行為です。

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されると知りながら材料を提供、運搬した人なども重い罰則が適用されます。

不正軽油に係る罰則

軽油引取税を脱税したとき	拘禁刑10年以下 罰金1,000万円以下
知事の承認を受けずに軽油を製造したり、軽油に重油などを混和したとき	拘禁刑10年以下、罰金1,000万円以下 (法人重科) 3億円以下
不正軽油と知って不正軽油を運搬、保管、購入したとき	拘禁刑3年以下、罰金300万円以下 (法人重科) 1億円以下
不正軽油製造に使用されると知りながら原材料等を提供したとき	拘禁刑7年以下、罰金700万円以下 (法人重科) 2億円以下

<令和6年度後期告発事案>

告発 年月	県名	犯則嫌疑者	犯則嫌疑事実の概要
R6.12	兵庫	クマリン除去施設 経営者外3名	製造等承認義務違反（供給者罰） 不正軽油の原材料となることを知りながら、軽油周辺油種に添加される識別剤クマリンを除去した灯油を提供した。
R6.12	大阪 兵庫 奈良	石油製品販売 業者及びその 実質経営者外 4名	製造等承認義務違反（混和軽油の未承認製造）・脱税の罪 知事の承認を受けることなく、識別剤クマリンを除去する施設又は関係府県の需要家の敷地内において、軽油とクマリンを除去した灯油を混和し、炭化水素油を製造した。 また、軽油と灯油を混和して製造した炭化水素油又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売したことを秘匿したうえで、軽油引取税について申告納付せず、脱税した。
R7.3	兵庫	特約業者及び 当該会社役員	不正軽油等譲受罪 知事の承認を受けずに混和して製造された炭化水素油であることを知りながら、炭化水素油を有償で取得した。

※昨年度の研修にてご説明した2件の告発から上記のものまでが関連事案となります。

告発 年月	県名	犯則嫌疑者	犯則嫌疑事実の概要
R7.3	愛知	石油製品販売 業者外6名	製造承認義務違反・譲渡承認義務違反・脱税の罪 知事の承認を受けることなく、需要家の敷地内において、灯油を自動車の燃料として譲渡した。譲渡し販売した事実を秘匿した上で、軽油引取税について申告納付せず脱税した。 また、別の需要家の敷地内において、軽油と灯油を混和し、炭化水素油を製造した。製造し販売した事実を秘匿した上で、軽油引取税について申告納付せず、脱税した。

(2) 令和6年度軽油の抜取調査結果（岡山県実施分）

種別	抜取本数 (本)	検出本数 (本)
路上での軽油抜取	7 1	1
特徴者、石油販売業者、 インタンク保有者	4 9 2	6
免税軽油使用者	1 3	1
公共工事	1 1	0

※検出本数は、クマリン（灯油及び重油の識別剤）の分析等において
異状値が確認されたもの

【参考】令和6年10月全国一斉路上抜取調査

地 域	抜取本数	混和嫌疑本数 (うち県外分)	検出率 (%)
北海道 東 北	5 1 6	0 (0)	0. 0
関 東 甲信越	6 0 4	2 (0)	0. 3
東 海 北 陸	2 9 1	1 (0)	0. 3
近 畿	2 7 9	2 (2)	0. 7
中 国 四 国	2 4 5	0 (0)	0. 0
九 州	3 6 8	1 (1)	0. 3
合 計	2, 3 0 3	6 (3)	0. 3

(3) 令和7年度不正軽油対策活動について

ア 不正軽油対策ポスター及びチラシの作成・配布

岡山県不正軽油対策協議会の不正軽油対策ポスター及びチラシを作成しました。SS店頭等での啓発にご活用いただきますようお願いいたします。

県が行う軽油抜取調査時にも、チラシなどを配付し、ポスターについては事業所に掲示いただくようお願いしております。



イ 不正軽油ホットライン

岡山県では、県庁税務課内に不正軽油ホットラインを設置し、不正軽油の製造や流通を撲滅するための情報収集を行っています。不正軽油に関する情報を下記の不正軽油ホットラインまでお知らせください。

また、石油業界をはじめとする関係者の皆様に、不正軽油ホットラインを広報の上、ご活用いただきますようお願いいたします。

岡山県不正軽油ホットライン（岡山県庁税務課）

フリーダイヤル 0120-629-110

【不正ガソリンについてはこちら】

不正ガソリン110番（広島国税局）

フリーダイヤル 0120-283-110

6 電子申告・納付について

(1) 概要

事前に「地方税ポータルシステム（eLTAX）」で利用者登録を行い、対応ソフトウェアである「PCdeskNext」を利用することで電子申告・申請が可能となり、申告後に「PCdesk」を利用することで電子納付が可能になります。

(2) 電子申告・申請の方法について

「地方税ポータルシステム（eLTAX）」のHPの「軽油引取税の電子申告手続き拡充に係る特設ページ」内で、Youtubeによる説明動画の視聴、各種マニュアルや軽油引取税納入申告書等の作成支援ソフトをダウンロードが可能です。

電子申告利用手順等のお問い合わせは、「地方税ポータルシステム（eLTAX）」のお問い合わせ窓口（ヘルプデスク）にお尋ねください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/otoiawase/helpdesk/>

○軽油引取税特設ページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/news/10432>)

軽油引取税 電子申告 で検索

(3) 電子申告にあたってのお願い事項

①納入申告書（様式第16号の10様式）及び報告書（第16号の41様式等）の別表については、可能な限り、事業者（所）コードの記載をお願いいたします。

事業者（所）コードが不明な場合は、県民局税務部課税課へお問い合わせください。

②電子申告では必要書類をPDFで添付できますが、免税証は添付できないため、免税証はこれまでどおり郵送、来局での期限内の提出が必要です。

<PCdeskNextマニュアル抜粋>

2.6.1.2. 「第16号の10様式別表」シートに記入します。 「第16号の10様式別表」シート

15. 行為日を入力してください。

16. 納入を受けた者の氏名又は名称並びに事業所コードを入力してください。

17. 納入を受けた者の納入地を入力してください。

18. 納入数量及び、うち課税対象とならない数量を入力してください。

19. 引渡しに係る軽油の納入を行った者、事業所コードを入力してください。

